

インフラ長寿命化計画に基づく取組状況調査結果概要(令和7年度)

- 各インフラの管理者及び当該インフラを所管する立場にある国や地方公共団体の各機関は、インフラ長寿命化行動計画を策定し、管理・所管するインフラの戦略的な維持管理・更新に向けた取組を推進しています。
- この度、令和7年度時点の結果※1を取りまとめました。※1: 令和7年8月から10月にかけて、各府省庁を通じ、各インフラ管理者と連携して調査を実施したもの

行動計画の策定・更新

- インフラ長寿命化行動計画の策定は概ね完了。
各インフラを管理・所管する者(3,695主体)のうち、約0.8%(30主体)が未策定。

策定済: 約99.2% (3,665主体)

未策定: 約0.8% (30主体)

- こども家庭庁「福祉(障害児福祉)」や厚労省「医療」「福祉(障害福祉・老人福祉)」の分野で未策定の主体が残っており、早期の策定を促していく。
- また、策定済み主体(3,665主体)のうち計画期間を超過している計画が約1.6%(57主体)あり、適切な更新を促していく。

個別施設計画の策定・更新

- 個別施設計画の策定は概ね完了。
策定対象施設(1,781,994施設)のうち、約0.9%(15,520施設)が未策定。

策定済: 約99.1% (1,766,474施設※)

※計画数: 176,393計画

未策定: 約0.9% (15,520施設)

- こども家庭庁「福祉」、文科省「社会教育施設」、厚労省「医療」「福祉」、経産省「工業用水」、国交省「公園」、環境省「廃棄物処理施設」等の分野で未策定の施設が残っており、早期の策定を促していく。
- また、策定完了計画数(176,393計画)のうち計画期間を超過している計画が約0.4%(647計画)あり、適切な更新を促していく。

点検の実施状況

- 各分野において定期点検サイクルに基づいた施設の点検は概ね完了。
全74分野※2のうち、約67%にあたる49分野において、100%点検が完了。

※2: 国土交通省「航路標識」分野については、対象施設について10年計画で点検をしているため除外。

各分野における点検の完了割合

※3: 国土交通省「水道」は、概ね5年に1度以上の法定点検が義務付けられてから5年に満たない段階での集計

修繕・更新等の実施状況

- 施設点検の結果を踏まえ、修繕・更新等の措置を実施。修繕・更新等に未着手の施設に対して措置を促すとともに、予防保全型メンテナンスサイクルへの早期転換を図っていく。

各分野における修繕完了または着手済みの割合

※本グラフは、修繕対象施設数に対する修繕完了等の割合を示したものであり、健全度が低い施設が大部分を占める分野では、その解釈に留意が必要である。
※インフラ分野ごとに修繕・更新等の考え方が異なり、機能に支障はないものの更新基準期間を超過した施設についても修繕対象としている場合がある。
※インフラ分野ごとに対象施設数が異なるため、対象施設数が少ない分野では割合が大きく変動することに留意が必要である。